

京都市高齢者施策推進協議会

第3回 (R8.3.18)

資料3

## 資料3

# 高齢者を取り巻く状況等について

---

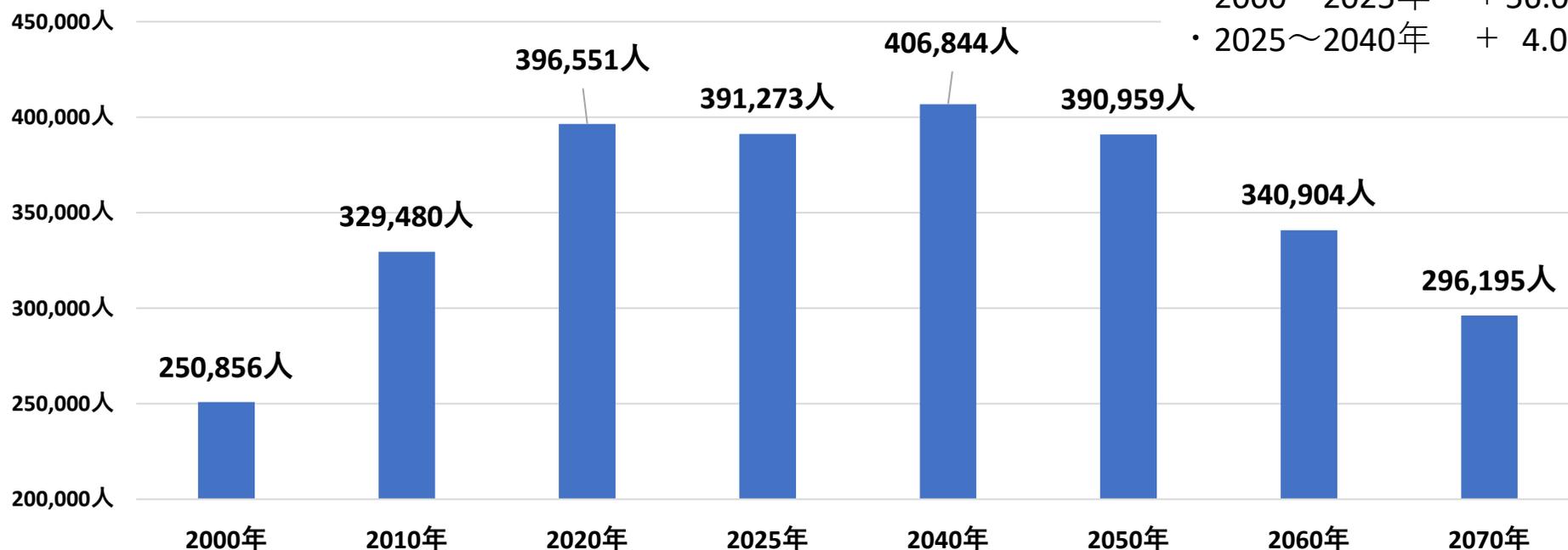
# 1. 第1号被保険者数の推移（京都市）

- 2000年の介護保険制度発足以降、第1号被保険者数は1.6倍に。(2025年時点)
- 2040年頃にピークを迎える。(団塊ジュニア世代が65歳以上になる)
- 2040年以降は一貫して減少していく。

### 65歳以上人口の推移

< 高齢者人口の増加率 >

- ・ 2000～2025年 + 56.0%
- ・ 2025～2040年 + 4.0%

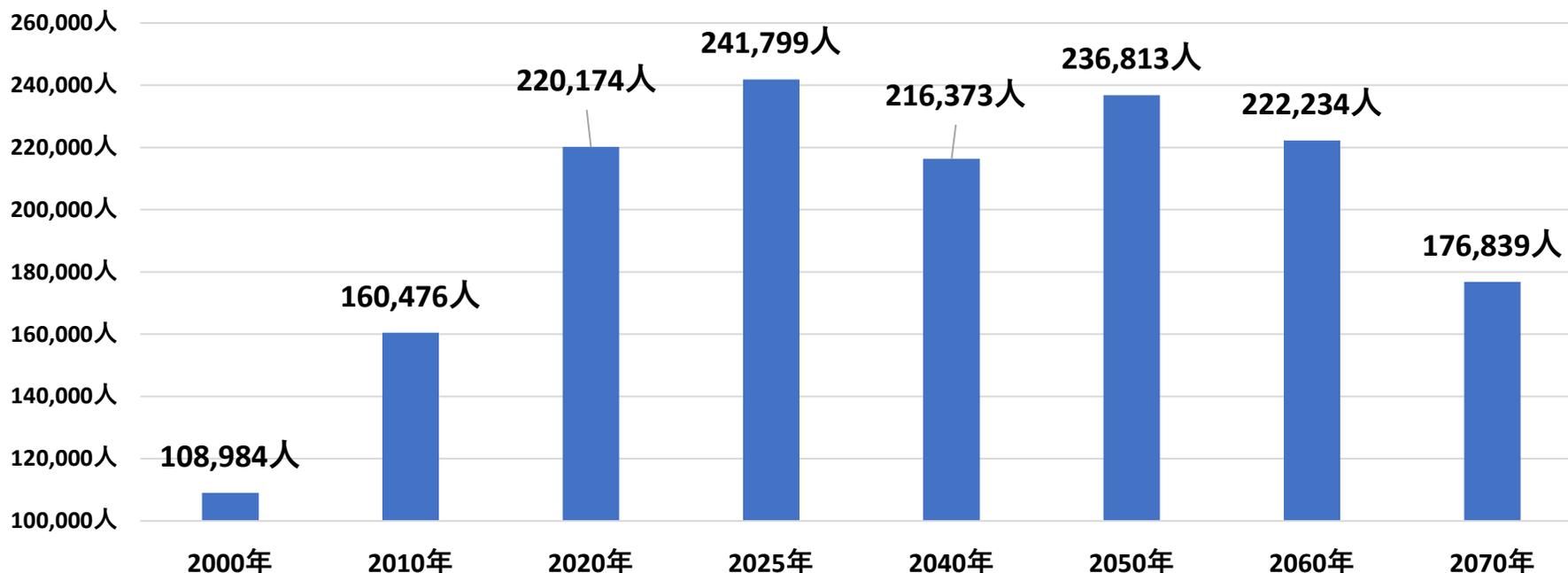


※ 令和元（2019）年～令和5（2023）年の5年間の各年10月1日の各区別の住民基本台帳人口を基に、区ごとにコーホート変化率法（\*）により令和6（2024）年度以降の被保険者数を推計し、それらを合算して算出  
 \* コーホート（ある一定期間に生まれた人たちの集団）ごとの5年間の人口増減を変化率としてとらえ、その率が将来も大きく変化しないものと推計する方法

## 2. 75歳以上人口の推移（京都市）

- 2025年頃に第1ピークを迎える。（団塊の世代が75歳以上となる）
- 2050年頃に第2ピークを迎える。（団塊ジュニア世代が75歳以上となる）
- 2050年以降は一貫して減少していく。

### 75歳以上人口の推計



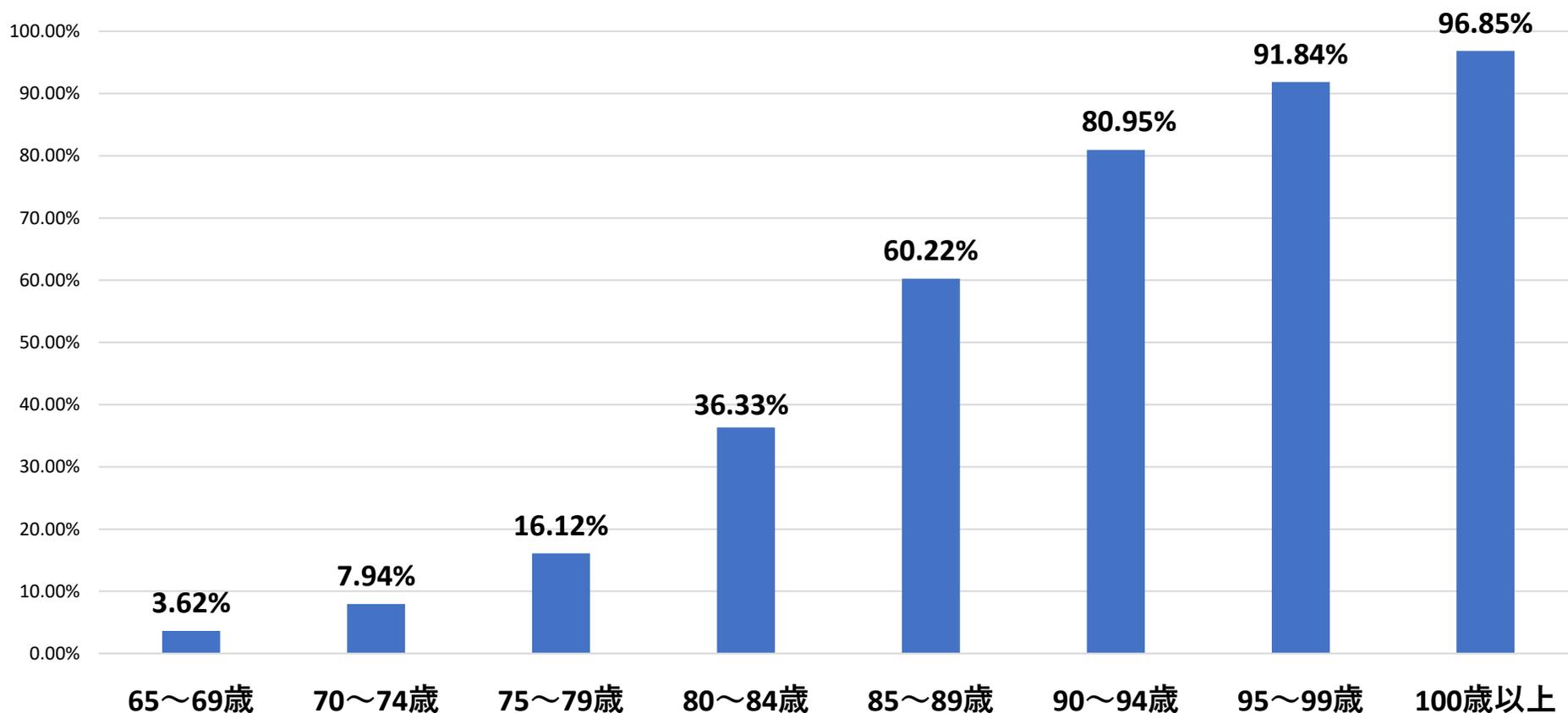
※ 令和元（2019）年～令和5（2023）年の5年間の各年10月1日の各区別の住民基本台帳人口を基に、区ごとにコーホート変化率法（\*）により令和6（2024）年度以降の被保険者数を推計し、それらを合算して算出

\* コーホート（ある一定期間に生まれた人たちの集団）ごとの5年間の人口増減を变化率としてとらえ、その率が将来も大きく変化しないものと推計する方法

### 3. 年齢別の認定率（京都市）

- 要介護認定率は、85歳以上から急激に高くなる傾向にある。

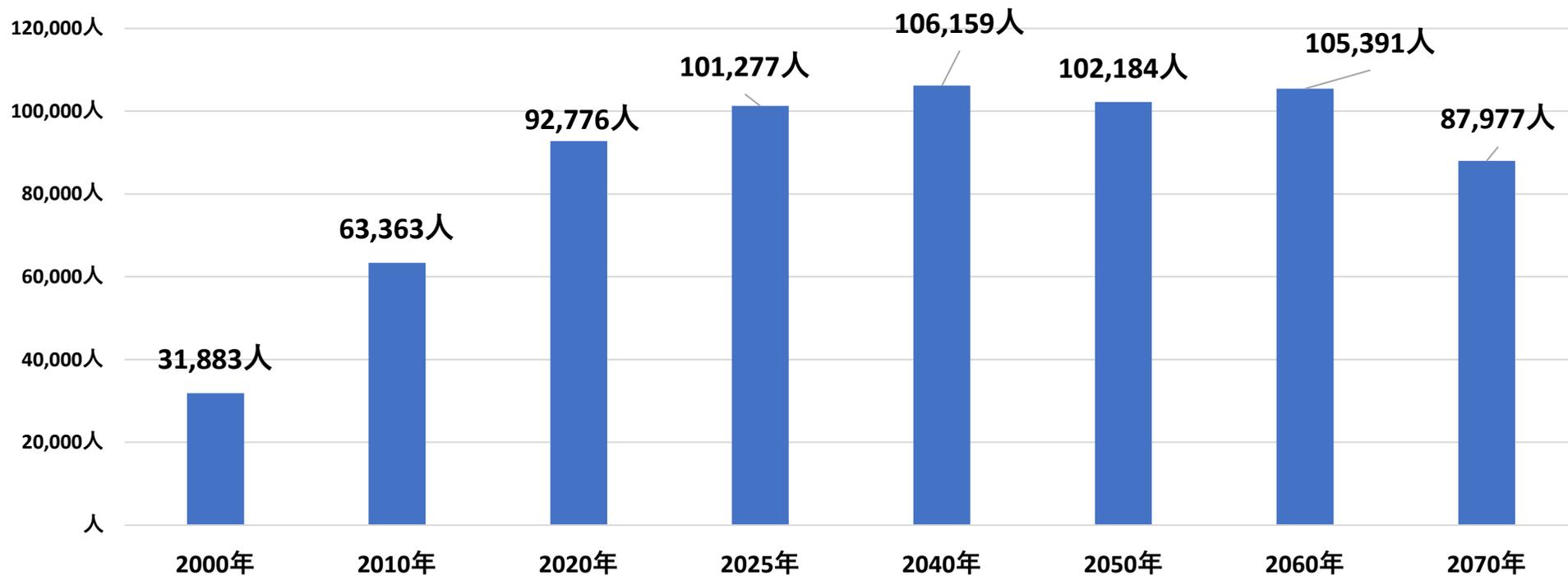
年齢別の要介護認定率（R8.1末時点）



# 4. 要支援・要介護認定者数の推移（京都市）

- 2000年の介護保険制度発足以降、認定者数は約3倍に。
- 2035年～2040年頃に第1ピークを迎える。（団塊の世代が85歳以上となる）
- 2055年～2060年頃に第2ピークを迎える。（団塊ジュニア世代が85歳以上となる）

### 要支援・要介護認定者数の推移

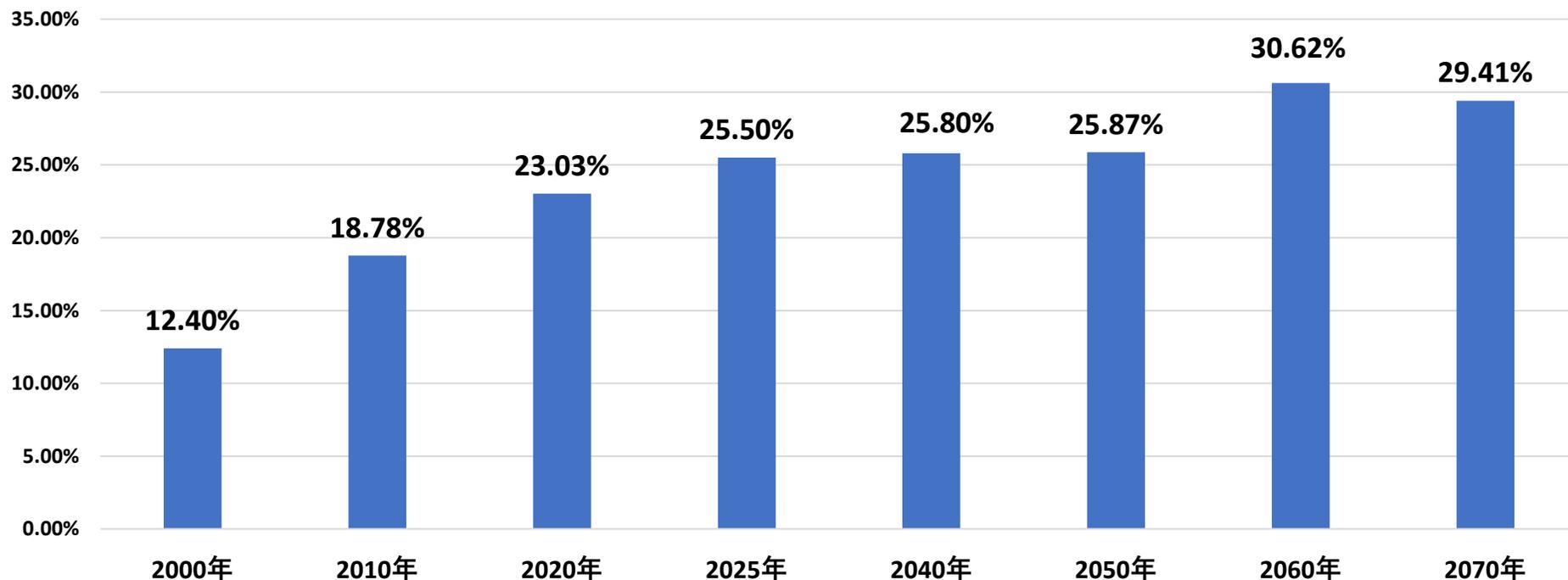


※ 令和6年（2024）年度以降の被保険者数を「5歳ごとの年齢区分（6区分）」及び「性別（2区分）」の12グループに分けて、各グループの被保険者数に、直近の要支援・要介護認定の実績（令和2年11月時点～令和5年10月時点の月平均伸び率）に基づく「要支援1から要介護5（7区分）」の認定率を乗じて推計

## 5. 認定率の推移（京都市）

- 第1号被保険者の要支援・要介護認定者数の割合は上昇傾向にあったが、2025年以降しばらくは横ばいとなる。

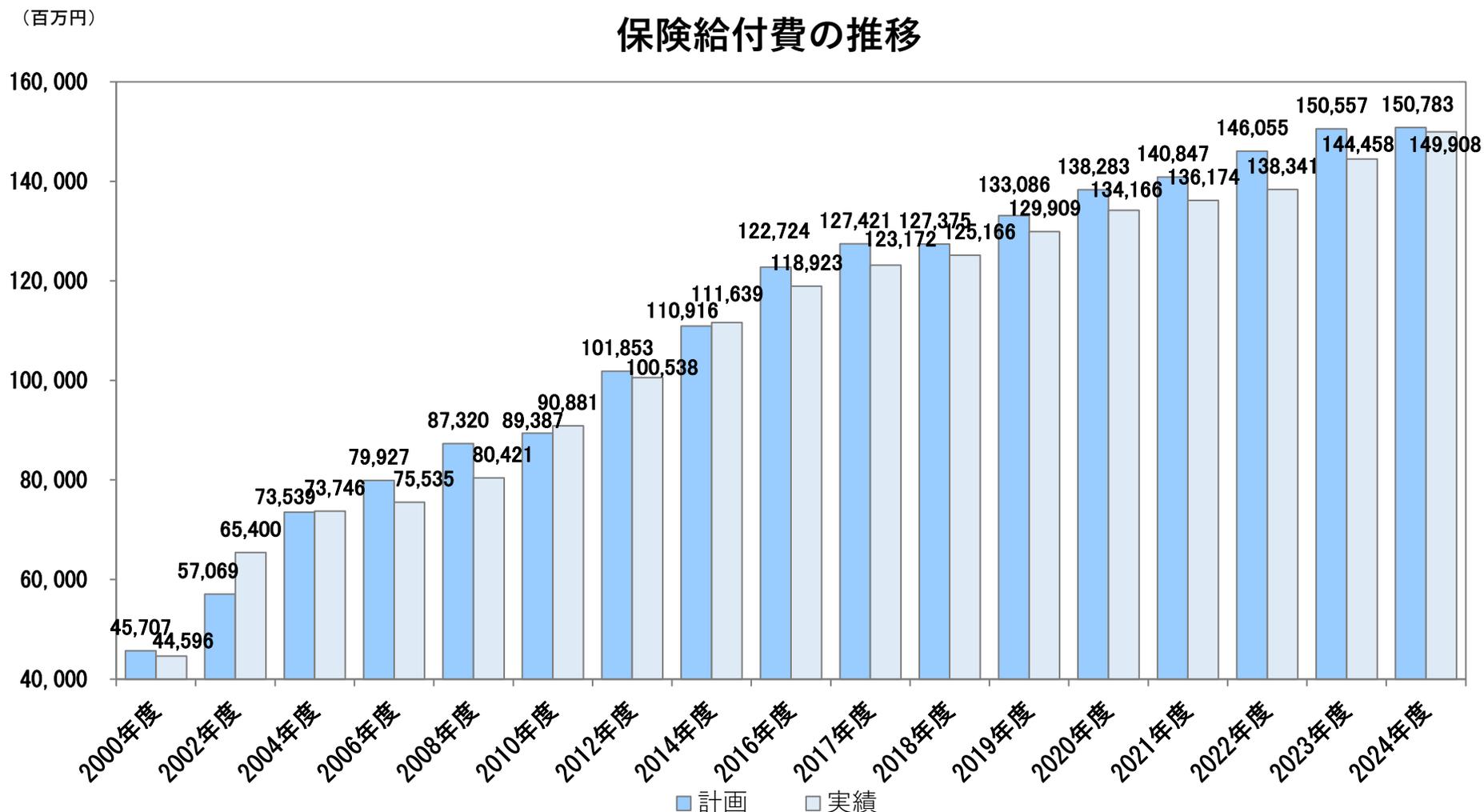
要介護認定率の推計



※ 要支援・要介護認定者数（推計）（第1号被保険者）を、第1号被保険者数（推計）で除して算出。

# 6. 介護保険給付費の推移（京都市）

■ 本市の2024年度の介護保険給付費実績は、149,908百万円となっており、介護保険制度が始まった2000年度と比べ、約3.4倍となっている。



## 7. 政令指定都市間の比較における本市の状況

- 本市は、要支援・要介護認定者の割合が高く、介護サービス利用者が多いため、第1号被保険者1人当たりの保険給付費は全国的に見て高い状況。

1 総人口に占める65歳以上の高齢者の割合	第7位
2 65歳以上人口に占める75歳以上の高齢者の割合	第2位
3 一般世帯に占めるひとり暮らし高齢者世帯の割合	第5位
4 第1号被保険者に占める要支援・要介護認定者の割合(認定率)	第3位
5 第1号被保険者1人当たりの保険給付費	第2位

※ 1～2は2025年4月1日現在、3は2020年国勢調査、4は2025年3月末現在、5は2024年度決算比較。順位は割合や給付費が高い順

# 8. 介護サービス施設・事業所数（京都市）

## 介護サービス施設・事業所数 ※令和7年2月1日時点

	平成12年度	平成25年度	平成30年度	令和5年度	令和7年度 (2/1時点)
訪問介護 ※1	120	323	1,094	1,332	1,442
通所介護 ※1 (地域密着型含む)	66	317	845	856	855
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	—	4	10	22	30
小規模多機能型 居宅介護	—	54	100	94	86
看護小規模多機能型 居宅介護	—	2	6	9	11
認知症対応型 共同生活介護	7	87	128	139	141
介護老人福祉施設 (地域密着型含む) カッコ内は定員数	36 (2,635)	77 (5,251)	97 (6,231)	107 (7,133)	110 (7,217)
介護老人保健施設	18	40	41	39	39
介護医療院 ※2	—	—	1	17	17

※1 訪問介護・通所介護は総合事業含む。

※2 介護医療院は、平成30年4月に創設された施設類型。本市では全て介護療養型老人保健施設、介護療養型医療施設から転換したものの。

## 9. 介護保険制度創設から25年を迎えて

①「施設中心」から「在宅・地域生活中心」へ。また、「要介護状態になってから」ではなく、「予防」を重視する方向へ

・介護保険給付費のうち居宅サービスが占める割合 30.9% (H12) →42.5% (R6)

②地域包括ケアシステムの深化・推進により、住み慣れた地域生活の継続や介護予防に重点を置いた取組の推進

・訪問介護の事業所数 120か所 (H12) → 1,442か所 (R7) (12.0倍)

・通所介護の事業所数 66か所 (H12) → 855か所 (R7) (13.0倍)

・定期巡回・随時対応型訪問介護看護の創設 (H24)

③介護施設の基盤整備の充実

・特養の入所定員 2,635人 (H12) →7,217人 (R7) (2.7倍)

④今後は、高齢者ご自身が多様な趣味や培ってこられた特技等も活用し、澆漑と健やかに暮らしてもらうことが重要

# 10. 介護予防の取組①（京都市）

## ■ 京都市地域介護予防推進センター

高齢者が介護を必要とせず、いつまでも元気に暮らせるよう、地域における介護予防の拠点として、京都市内12か所に地域介護予防推進センターを設置している。

地域の身近な会場で専門のスタッフの指導による介護予防教室を開催するほか、介護予防に関する普及啓発や、地域での自主的な介護予防活動の支援を行っている。

<運動教室>



<栄養教室>



<口腔教室>



# 1 1. 介護予防の取組②（京都市）

## ■ 健康すこやか学級

「介護予防の場」、「社会参加促進の機会」、「身近な地域福祉活動拠点」として、学校の空き教室などの地域の身近な施設で、各地域ごとに介護予防に資する活動やレクリエーション等を実施している。

## ■ 健康長寿サロン

高齢者が、健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、地域住民等が主体となって設置運営し、地域の集会場や商店街の空き店舗などを活用して、住民同士が気軽に集い、一緒になって内容を企画し、ふれあいを通して「生きがいつくり」「仲間づくり」の輪を広げる活動。

立ち上げや運営に必要な費用の一部をサロンの運営者に助成するなど、サロン活動への支援を行っている。

【活動例】健康体操、脳力トレーニング、囲碁・将棋、健康麻雀、コーラス、カラオケ、朗読会、手芸、地域の交流会 等

# 12. 地域における見守り活動の取組等

## ■ 一人暮らし高齢者の訪問事業

お住まいの地域を担当する高齢サポート（地域包括支援センター）の専門職員が、一人暮らしの高齢者のご自宅を訪問し、日常生活での困り事、悩み事などの相談に応じている。また、元気なうちから取り組める介護予防に関する情報など各種サービスや制度の紹介もさせていただくとともに、ご希望に応じて民生委員・児童委員等による日頃の見守り活動につなげている。

## ■ 地域ネットワーク構築に関する取組

高齢サポート（地域包括支援センター）が中心となり、地域の民生委員・児童委員、老人福祉員などの関係機関と協力、連携し、地域ぐるみで高齢者が安心して暮らせるための地域ネットワークの構築に取り組んでいる。

## ■ 民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱されており、それぞれの担当地域において、関係機関・団体やボランティアの方と協力しながら、福祉に関する相談援助活動を行っている。

（令和7年12月現在2,667名活動中、充足率97.8%（政令市中1位））

## ■ 老人福祉員

市長から委嘱されており、主にひとり暮らしの高齢者を訪問し、安否確認や話し相手となること等により、地域の高齢者を見守っている。

（令和7年12月現在1,419名活動中）

# 13. 地域支え合い活動の取組

## ■ 地域支え合い活動入門講座

元気な高齢者をはじめとするボランティア活動経験のない方を対象に、高齢者の生活支援に関する基本的な知識や情報を提供する講座を開催し、支え合い活動への参加を促す。

**修了者数 ※令和7年9月末現在** (人)

R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度 (9月末)
210	284	594	363	165

## ■ 地域支え合い活動調整会議

「地域支え合い活動創出コーディネーター（生活支援コーディネーター）」が、生活支援等サービスの創出に向けた企画立案や地域のニーズ・資源等の情報の共有及び多様な主体が連携強化を行う場として「地域支え合い活動調整会議（協議体）」を各区・支所単位で設置している。

**調整会議を通じて支援した取組等の件数 ※令和7年9月末現在** (件)

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度 (9月末)
支援した取組等の件数（累計）	43 (112)	40 (152)	89 (241)	72 (313)	37 (350)

# 14. 令和8年度 京都市予算案（新規事業）

## ～介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスの充実～

### ■ 事業名

介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスの充実

### ■ 予算額

6,500千円

### ■ 事業概要

要支援者等の高齢者の日常の困りごとについて、地域における多様な主体による支え合い活動を推進していくため、総合事業において、市民主体のボランティアによる生活支援活動に対する補助制度を新たに実施する。

#### <対象団体>

市民の主体的な活動として、要支援者等の居宅において生活支援（※）を提供する法人又は任意団体

（※）買物、掃除、庭仕事、電球交換、移動支援など

# 15. 令和8年度 京都市予算案（新規事業）

## ～ICTを活用した介護予防ケアマネジメントの強化～

### ■ 事業名

ICTを活用した介護予防ケアマネジメントの強化

### ■ 予算額

16,200千円

### ■ 事業概要

要支援者等の自立支援・重度化防止を推進するため、公募を経て選定する3か所の地域包括支援センターにおいて、（株）オムロンが提供するICT「ハレクルWith」を試行的に導入することで、高齢者の生活機能の改善可能性に着目したアセスメントや個別性の高いケアプランの作成等を支援し、再自立を目指すサービスの利用促進や、身体機能の改善による再自立者の増加に繋げていく。

また、自身の望む暮らしを送ることによる高齢者の主観的幸福感（ウェルビーイング）の向上効果等を検証したうえで、全市展開を目指す。

併せて、ケアマネジメントにおける検討過程や事務作業の効率化による、多忙な地域包括支援センター職員の業務負担軽減の効果についても検証を行う。

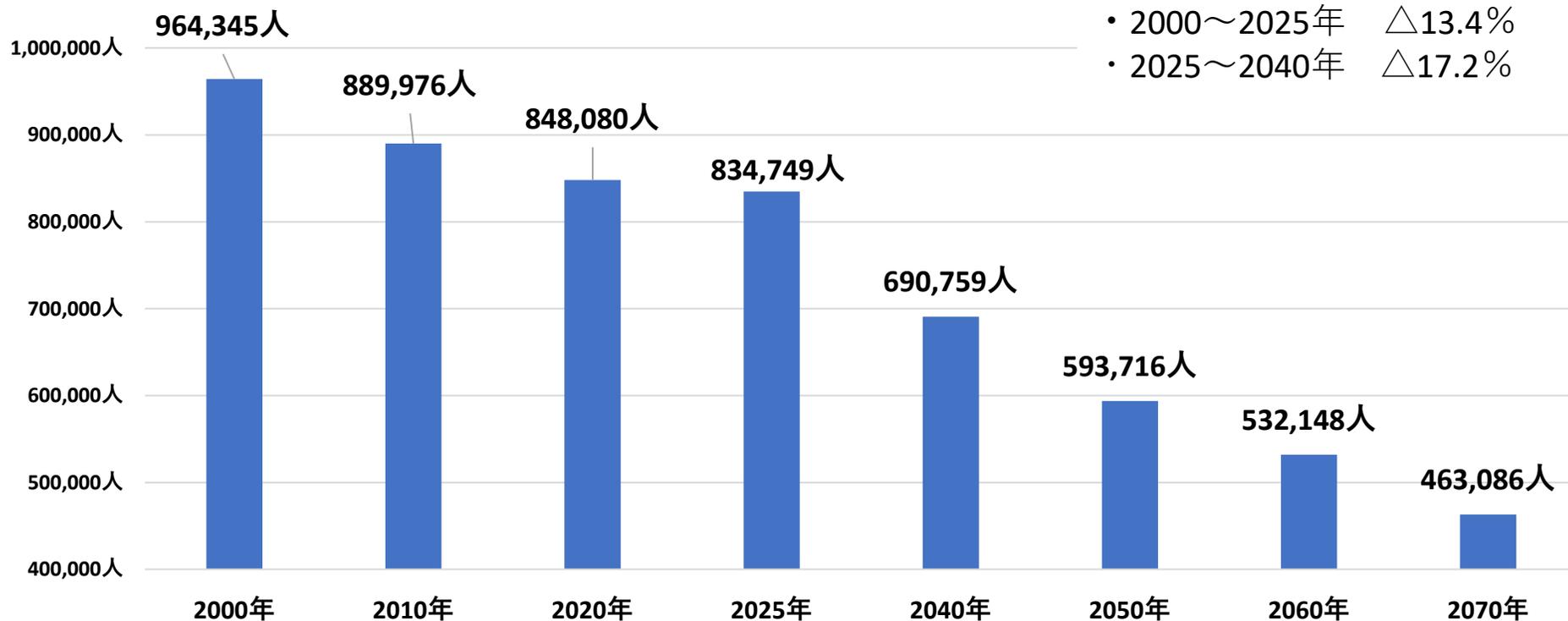
# 16. 生産年齢人口（15歳～64歳）の推移（京都市）

- 生産年齢人口は一貫して減少。
- 2025年以降、減少スピードがこれまでより加速する。

### 生産年齢人口の推移

<生産年齢人口の減少率>

- ・ 2000～2025年 △13.4%
- ・ 2025～2040年 △17.2%

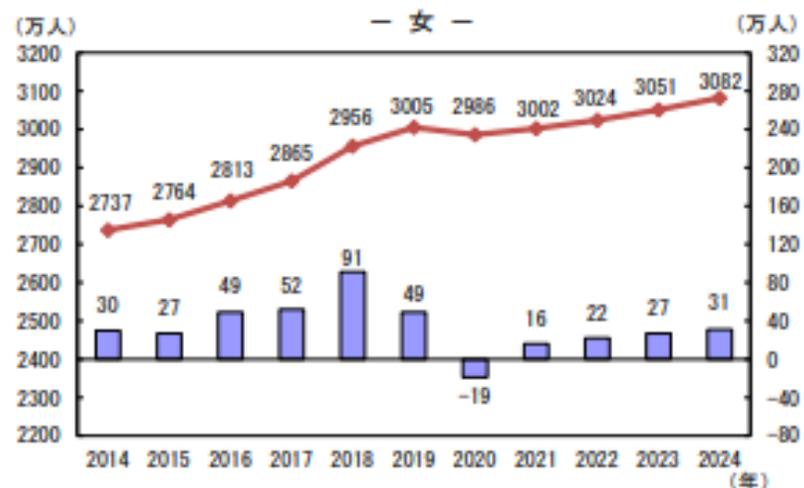
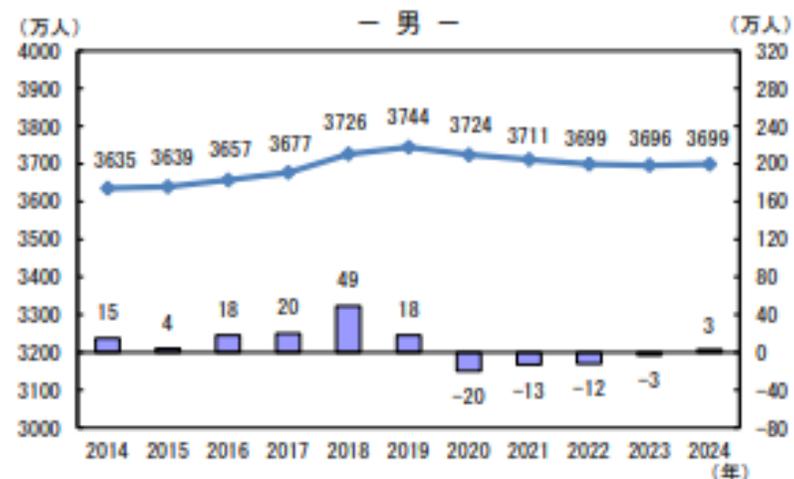
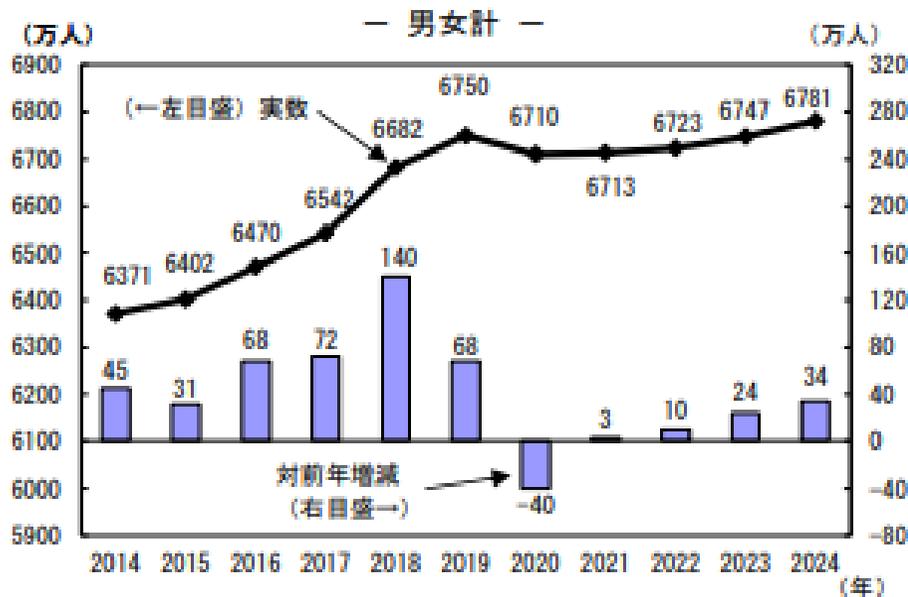


※ 令和元（2019）年～令和5（2023）年の5年間の各年10月1日の各区別の住民基本台帳人口を基に、区ごとにコーホート変化率法（\*）により令和6（2024）年度以降の被保険者数を推計し、それらを合算して算出  
 \* コーホート（ある一定期間に生まれた人たちの集団）ごとの5年間の人口増減を変化率としてとらえ、その率が将来も大きく変化しないものと推計する方法

# 17. 就業者数の推移（全国）

- 全体の就業者数は増加傾向にある。
- 女性の就業者数は右肩上がりで増加している。

図 I - 2 就業者数の推移



(出典) 総務省統計局：労働力調査（基本集計）2024年

# 18. 年齢別の就業者数の推移（全国）

- 65歳以上の就業者数については、一貫して増加傾向にある。

## 年齢階級別就業者数の推移

(万人)

		男女計							
		総数	15～64歳	15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳以上
実数	2014年	6371	5689	486	1158	1523	1365	1158	682
	2015	6402	5670	488	1136	1510	1400	1137	732
	2016	6470	5701	511	1133	1484	1446	1127	770
	2017	6542	5737	517	1129	1462	1492	1135	806
	2018	6682	5822	559	1129	1444	1541	1151	860
	2019	6750	5860	575	1121	1412	1586	1166	890
	2020	6710	5808	558	1113	1363	1597	1177	903
	2021	6713	5804	554	1117	1337	1621	1175	909
	2022	6723	5810	547	1110	1313	1637	1204	912
	2023	6747	5833	562	1114	1288	1631	1237	914
	2024	6781	5851	572	1128	1267	1619	1265	930

# 19. 京都市内における介護職員の必要数

- 2040年度には、2019年度比で新たに**3,294人**の介護職員が必要になる。

＜今後の京都市内における介護職員の必要数＞

(人)

	2019年度 職員数 A	2023年度 必要数	2025年度 必要数	2040年度 必要数 B	増加数 (B-A)
京都市	22,390	22,925	23,699	25,684	3,294

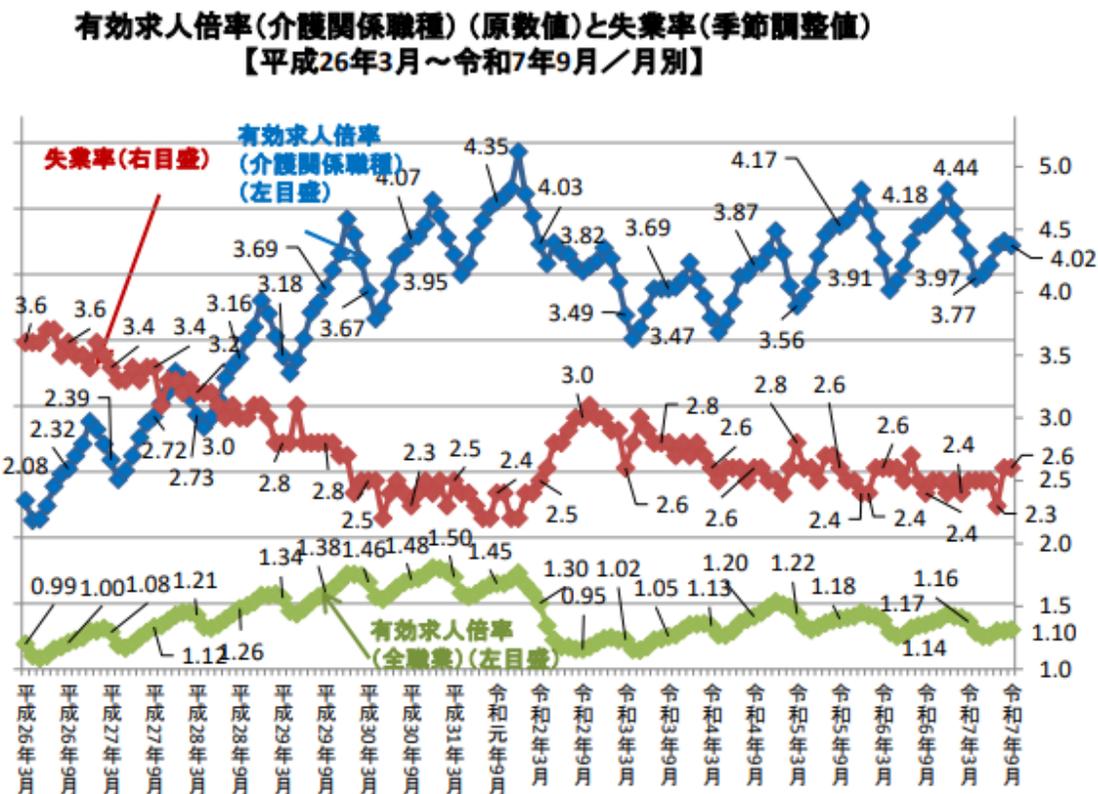
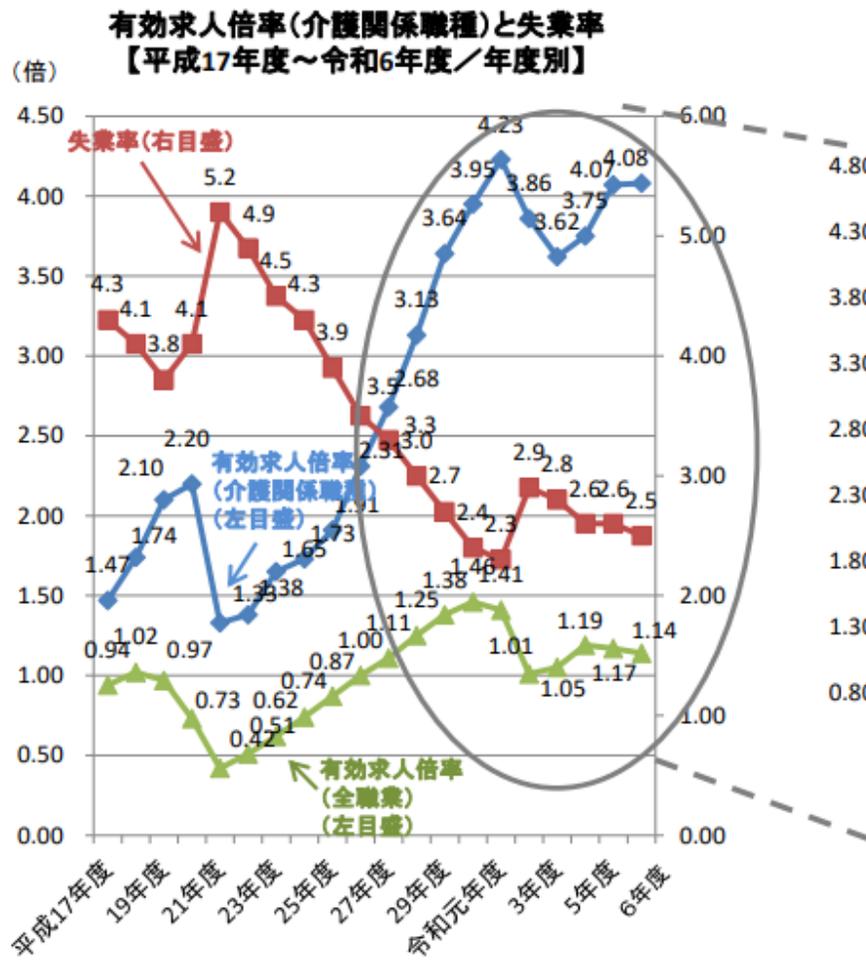
注1) 将来推計ワークシートに基づく算出

注2) 介護職員数は京都府下における近年の入職、離職の動向、及び離職者のうち介護分野への再就職の動向が原則現状と同様に推移していると仮定し、生産年齢人口等の人口動態を加味して推計

(出典) 京都市「第9期京都市民長寿すこやかプラン」

# 20. 有効求人倍率（介護関係職種）の推移（全国）

■ 令和7年9月の介護関係職種の有効求人倍率は4.02倍と、依然として高い水準で推移しており、全職業の1.10倍を大幅に上回っている。

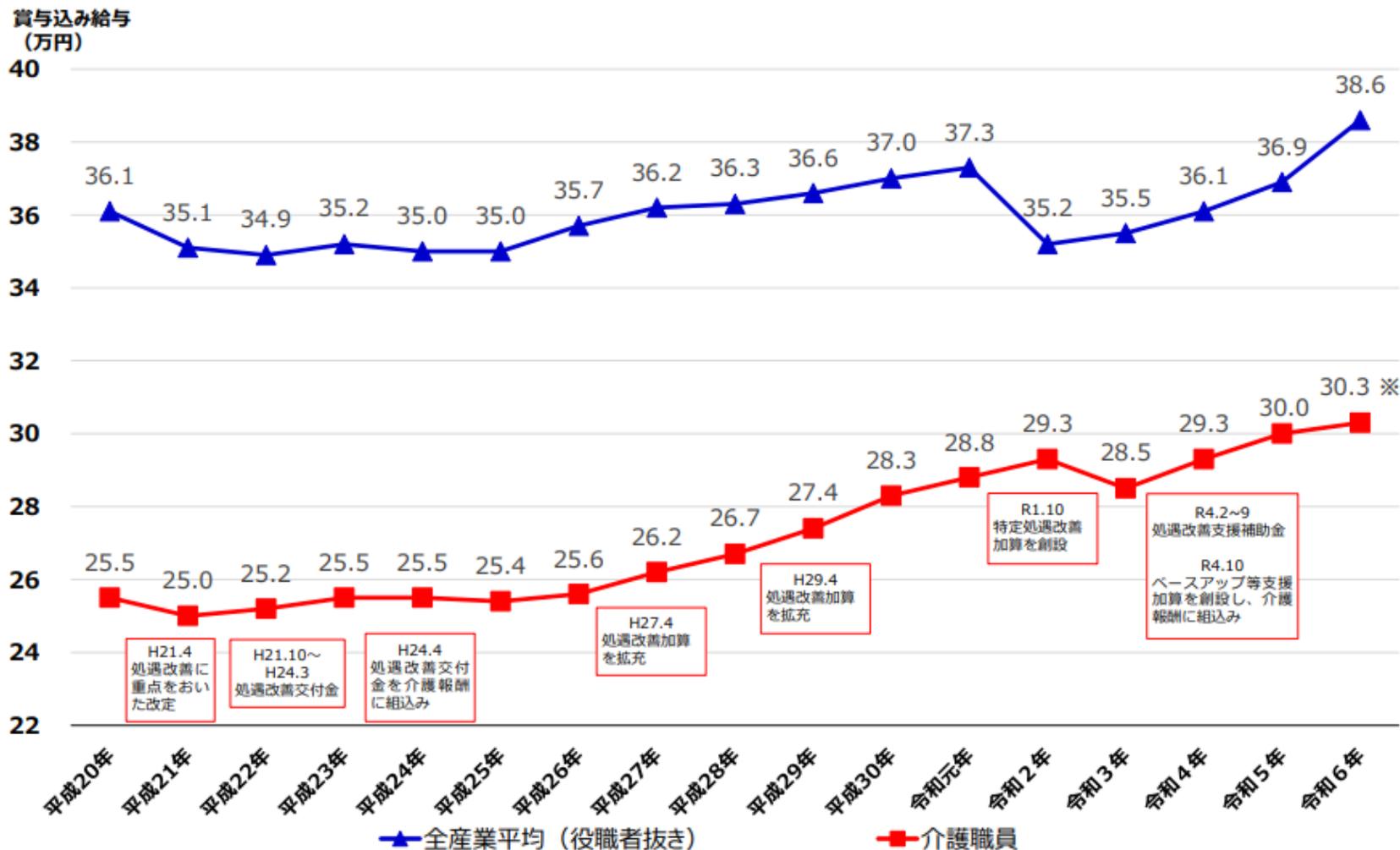


注) 平成22年度及び平成23年度の失業率は東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県において調査の実施が困難な状況となっており、補完的に推計した値となっている。

(出典) 第248回社会保障審議会介護給付費分科会 (R7.11.21) 資料  
「介護人材確保に向けた処遇改善等の課題」

# 21. 給与格差（全国）

## ■ 介護職員の平均給与は、全産業と比べ月額8.3万円低い



(出典) 第250回社会保障審議会介護給付費分科会 (R7.12.12) 資料「介護人材確保に向けた処遇改善等の課題」

## 22. 処遇改善の状況①（全国）

- 本市では、介護職員等の処遇改善について、これまでから国に対して要望するとともに、平成21年度以降、令和6年6月まで、月額平均10万6千円の改善が図られてきた。
- その後、令和6年度国補正予算において、介護人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策支援の予算が、令和6年12月に可決・成立し、常勤の介護職員1人あたり5万4千円相当の一時金を支給できる規模の補助金の支給が行われている。
- また、令和7年11月に閣議決定された総合経済対策に基づく令和7年度国補正予算において、すべての介護従事者も含め、令和7年12月から令和8年5月まで最大月1.9万円の賃上げ相当となる補助が盛り込まれた。
  - 支給要件・金額
    - ①介護従事者に対する幅広い賃上げ支援 1.0万円
    - ②協働化等に取り組む事業者の介護職員に対する上乘せ 0.5万円
    - ③介護職員の職場環境改善の支援
  - ※人件費に充てた場合、介護職員に対する0.4万円の賃上げに相当
  - 対象期間  
令和7年12月～令和8年5月の賃上げ相当額を支給
- 加えて、令和8年度政府予算案には、賃上げ・職場環境改善のための臨時報酬改定に係る予算が計上されている。

## 23. 処遇改善の状況② (令和8年度京都市予算案)

- 近年の物価及び人件費の上昇に対応するため、令和8年度予算に、介護分野に従事する職員の処遇改善に資する予算を計上している。
  - ・ 介護保険施設、事業所  
臨時報酬改定に伴う令和8年6月以降分の処遇改善（※）（+1.95%）  
食費の基準費用額の引上げ（令和8年8月以降）（+0.09%）  
※処遇改善加算の拡充内容
    - ①処遇改善の対象を介護職員のみから介護従事者に拡大
    - ②生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する加算率の上乗せ
    - ③これまで対象外だった訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等に処遇改善加算を新設
  - ・ 養護老人ホーム、ケアハウス  
事務費等単価に本市独自改定（+3.94%）  
臨時報酬改定に準じた処遇改善（+1.95%）
  - ・ 地域包括支援センター運営事業  
直近の民間企業の賃金上昇率（+3.2%）  
国の総合経済対策等（1人当たり1万円/月）の上乗せ

## 24. 介護の担い手確保の取組①（京都市）

### ■ 介護の担い手確保の取組

現場の介護人材確保に資する取組をより進めていくため、平成30年2月に、関係団体（京都市老人福祉施設協議会、京都府介護老人保健施設協会、京都地域密着型サービス事業所協議会）と人材確保に向けた研究会を立ち上げ、現場の声を聞きながら共に検討を進めている。

### ■ 介護職の魅力向上

平成29年度の学習指導要領の改定により、中学校技術・家庭科に「介護など高齢者との関わり方」が追加されたことを受け、平成30年度から、市老協加盟法人の若手職員をゲストティーチャーとして研究授業を実施

### <実績>

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受講数	4校	4校	5校	4校

## 25. 介護の担い手確保の取組②（京都市）

### ■ 外国人材の受入環境整備

外国人介護職員の受入促進を図るための外国人介護職員向け日本語能力・介護技術研修を実施

#### <実績>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
修了者数	6名	13名	10名	16名

### ■ 介護未経験者に対する介護に関する入門的研修

介護の仕事に関心を持つ未経験者に対して、介護の仕事に携わるうえでの不安を払拭し、短期間で基本的な知識や技術を習得するための入門的研修を実施

#### <実績>

	令和元年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
修了者数	7名	8名	38名	77名

※ R 1 は集合研修。コロナ禍の影響により、R 2～3 はコロナ禍の影響により中止。R 4 からオンデマンド研修により再開

※ R 5 から2期制（前期、後期）を導入。

## 26. 介護の担い手確保の取組③（京都市）

### ■ ケアの効率化・負担軽減の取組

ケアの効率化・負担軽減の取組として、腰痛の軽減につながるマッスルスーツの導入、直接見に行かなくても就寝時の状態が把握できる見守りセンサー等の導入やその基盤となる無線LANの環境を整備するための補助を実施

#### <実績>

補助内容	補助件数
介護ロボット等導入支援事業（H28実施）	57施設
見守りセンサー導入事業（R2～3実施）	94施設
インカム機器導入経費補助事業（R2～3実施）	80施設
無線LAN環境整備（R2～3実施）	118施設
大規模改修時の介護ロボット・ICT導入事業（R4実施）	5施設
大規模改修時の介護ロボット・ICT導入事業（R5実施）	11施設
大規模改修時の介護ロボット・ICT導入事業（R6実施）	1施設
大規模改修時の介護ロボット・ICT導入事業（R7実施）	9施設
合計	375施設

## 27. 介護の担い手確保の取組④（京都市）

### ■ 支え合い型ヘルプサービス

元気な高齢者等が新たな担い手として活躍できるよう、本市の定めた研修（京都市支え合い型ヘルプサービス従事者要請研修）を修了した従事者等が生活援助を提供

### 実績（修了者数） ※令和7年12月末現在

（人）

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度 (12月末)	合計
委託研修	246	133	77	62	0	0	8	38	71	19	654
指定研修	142	199	172	50	48	37	26	14	9	8	705
合計	388	332	249	112	48	37	34	52	80	27	1,359

※ 支え合い型ヘルプサービスの従事者の資格として認めている「高齢者支え合い活動創出モデル事業の高齢者支え合い担い手養成講座」（平成27年度実施）の修了者（89人）を加えると、**1,448人**

※ 令和4年度から、委託研修は介護に関する入門的研修と統合し、オンデマンド形式で実施している。

# 28. 令和8年度 京都市予算案（充実事業）

## ～ 介護の担い手確保対策事業（外国人介護人材受入支援）～

### ■ 事業名

介護の担い手確保対策事業（外国人介護人材受入支援）

### ■ 予算額

2,000千円（前年度比＋1,000千円）

### ■ 事業概要

令和2年度から京都市老人福祉施設協議会に委託して「外国人介護職員向け日本語能力・介護技術研修」を実施している。令和7年度から、上級コースとして、京都市内の外国人介護人材のうち希望者20名を対象に、例年1月に試験が実施される介護福祉士の資格取得に向けた「介護福祉士国家試験対策研修」を実施しており、令和8年度は、この研修の対象者を20名から40名に拡大する。

## ～高齢者・障害者の介護の担い手向け住宅確保支援事業～

### ■ 事業名

高齢者・障害者の介護の担い手向け住宅確保支援事業

### ■ 予算額

21,000千円

### ■ 事業概要

事業者が職員用住宅を確保する際の初期費用の一部を支援することで、そこに住まう介護職員の可処分所得を増やし、実質的な賃上げと定着を図る。

- ・ 補助対象経費 礼金、空調・冷蔵庫等の家具・家電購入費用など
- ・ 支援金額 居室1戸に対して最大200千円
- ・ 補助率 2分の1

# 30. 令和7年度 京都市2月補正予算（新規事業） ～潜在介護職員職場復帰支援事業～

## ■ 事業名

潜在介護職員職場復帰支援事業

## ■ 予算額

2,000千円

## ■ 事業概要

介護福祉士等の資格や介護の経験を有しているにもかかわらず、介護現場で働いていない方（潜在介護職員）を対象に、研修（現在の介護保険制度・介護技術・介護現場の職場環境改善状況等）の実施や施設見学・職場体験の機会を通じて、復帰への不安を解消し、潜在介護職員の介護現場への復帰を支援する。

# 3 1. 令和8年度 京都市予算案

## ～訪問型サービスAに係る報酬単価の統合～

- 本市では介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスAとして、生活支援型（ホームヘルパーによる生活援助）と支え合い型（本市の定める研修を修了した従事者等による生活援助）の2種類を実施している。
- 今後、高齢者人口の増加と生産年齢人口の減少により介護の担い手確保が一層厳しくなっていくことを見据え、生活援助について支え合い型を活性化させるとともに、専門職の身体介護への移行を促すため、支え合い型の報酬単価を生活支援型と同水準に引き上げる【基本報酬（単位）】（1単位当たり10.7円）

<現行>

	介護型	生活支援型	支え合い型
サービス提供内容	訪問介護員による身体介護、又は身体介護と併せて利用する生活援助	訪問介護員による生活援助	本市が定める研修の修了者等による生活援助
1回当たり報酬	287	220	214

<統合後>

	介護型	(新)生活支え合い型
サービス提供内容	訪問介護員による身体介護、又は身体介護と併せて利用する生活援助	本市が定める研修の修了者等による生活援助
1回当たり報酬	287	220

※ 各種加算についても、基本報酬と同様に統合。

- 統合後は新たな生活支え合い型ヘルプサービスとして、別途創設予定の訪問型サービスB（有償ボランティア等への補助事業）と併せて、地域の支え合い活動の活性化を図る。

## 3 2. 家族介護者の状況（全国）

### ■ 高齢化に進行に伴い、働く家族介護者が増加傾向

働く家族介護者に関する指標の推移

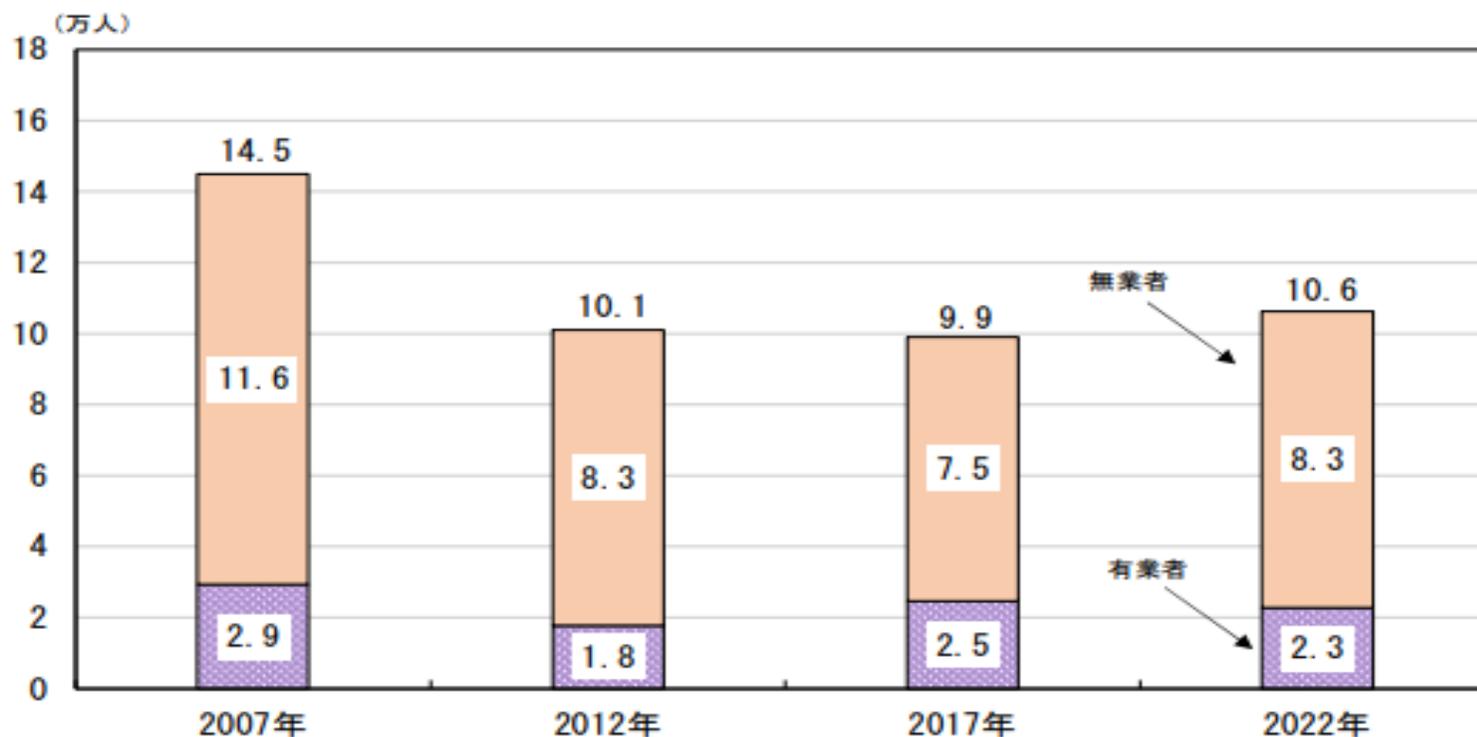


(出典) 経済産業省HP「介護政策」

# 3.3. 介護離職の状況（全国）

- 2022年の介護離職者数は10万6千人
- 2017年調査に比べ7千人増加

図8-2 就業状態別介護・看護のために過去1年間に前職を離職した者の数の推移  
(2007年～2022年) - 全国



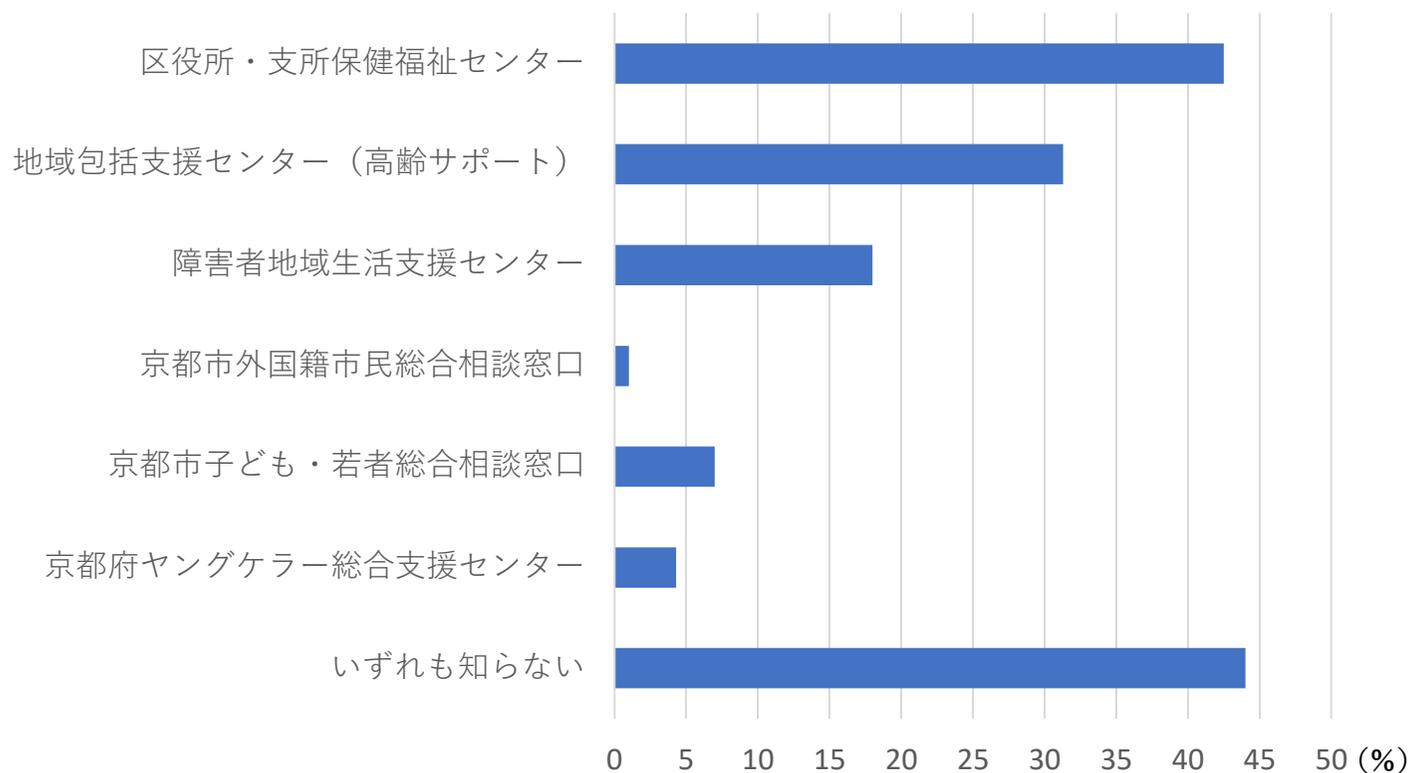
(出典) 総務省「令和4年就業構造基本調査」

# 34. ケアラー支援に関する調査結果①

## ～京都市中小企業経営動向実態調査付帯調査～

- 本市の中小企業を対象とした調査において、44%（176社）の企業が、「京都市の相談窓口について、いずれも知らない」と回答している。

京都市の相談窓口等について知っていますか？



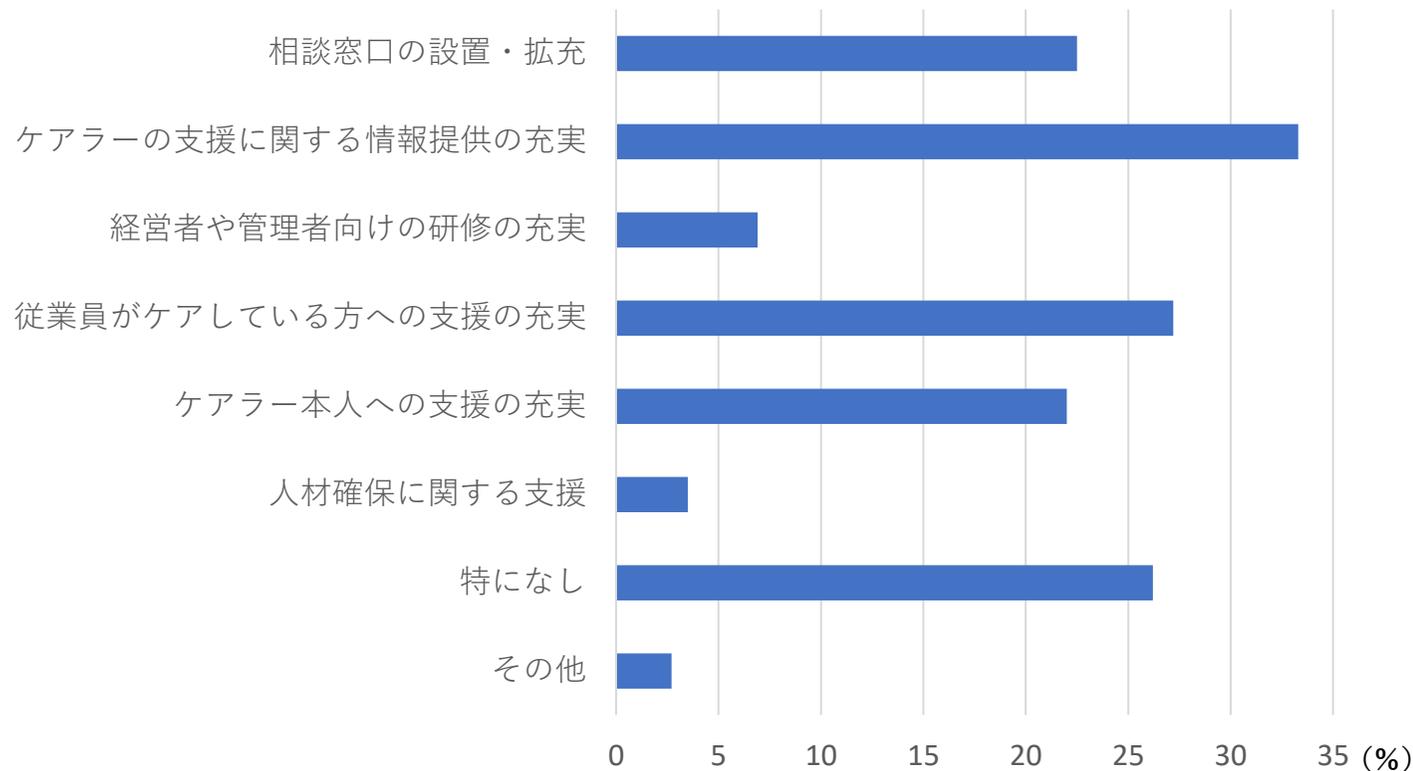
出典：「ケアラーの支援について」（第155回京都市中小企業経営動向実態調査付帯調査）

# 35. ケアラー支援に関する調査結果②

## ～京都市中小企業経営動向実態調査付帯調査～

- 貴社がケアラーを支援するうえで、行政等に求めることについて、33.3%（135社）の企業が、「ケアラーの支援に関する情報提供の充実」と最も多く、次いで、「従業員がケアしている方への支援の充実」が27.2%となっている。

ケアラーを支援するうえで、行政等に求めること



出典：「ケアラーの支援について」（第155回京都市中小企業経営動向実態調査付帯調査）

# 36. ケアラー支援に関する取組（京都市）

- 「京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例」が令和6年11月、全市議員の共同提案・全会一致で可決・成立し、11月11日（介護の日）に施行
- 条例に定めるケアラー支援に関する施策を推進するための計画を年度末に策定予定

## < 令和7年度の主な取組 >

- 1 庁内連携体制の整備
- 2 京都市ケアラー支援推進協議会の発足
- 3 キャッチコピー、シンボルマークの公募・作成
- 4 広報物（ポスター、リーフレット、チラシ、ステッカー、動画）の作成
- 5 イベント、研修会等での周知広報
- 6 京都市ケアラー支援条例制定記念シンポジウムの開催
- 7 計画策定に向けたアンケート、関係団体等による意見交換会、関係団体等への意見聴取、パブリックコメント等を実施



# 37. 令和8年度 京都市予算案（新規事業） ～ケアラーに対する包括的な支援体制の構築～

## ■ 事業名

ケアラーに対する包括的な支援体制の構築

## ■ 予算額

28,400千円

## ■ 事業概要

### 1 ケアラーに関する総合相談窓口の設置

ケアラーの相談を包括的に受け止め、分野横断的に支援施策等の情報を提供し、必要な支援につないでいくため、ケアラーに関する総合相談窓口を設置する。また、当該窓口においては、当事者や支援者が作る居場所やピアサポートにケアラーをつなぐ、ケアラー（元ケアラー）の活躍の場を見出す、ケアラー支援に関する情報発信、情報収集や調査・研究を行う等の取組も実施し、ケアラー支援の一層の充実を図る。

### 2 機運醸成に向けた周知啓発、情報発信

ケアラー支援に係るポスターやリーフレットの掲出、動画の放映等により、周知啓発を実施する。また、関係団体とも連携し、市民や関係機関等を対象とした研修や、中小企業向けの福祉制度の説明会等を開催する。

# 38. 高齢者向けの住まい①

## 【主な居住施設・専用住宅】

- 地域包括ケアシステムにおいて、住まいの確保は重要課題。ニーズ増に伴い有料老人ホーム等は増加し、民間の創意工夫によりサービスも多様化。
- 一方、入居者に対する過剰な介護サービスの提供等の課題も顕在化。
- 「有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会とりまとめ（令和7年11月5日）」により、指導監督や困り込み対策の具体的なあり方が示された。

住まい	主な対象	概要	件数・定員数 (R7.12末)
軽費老人ホーム (S38～)	低所得高齢者	無料又は低額な料金で、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を提供する施設	13件 (637人分)
有料老人ホーム (S38～)	高齢者	①入浴等の介護、②食事の提供、③洗濯等の家事、④健康管理のいずれかを提供する施設	106件 (5,481人分)
サービス付き高齢者 向け住宅 (H23～)	高齢者	状況把握・生活相談サービス等の福祉サービスを提供する住宅	117件 (4,512戸)

# 39. 高齢者向けの住まい②

## 【一般住宅における居住継続支援】

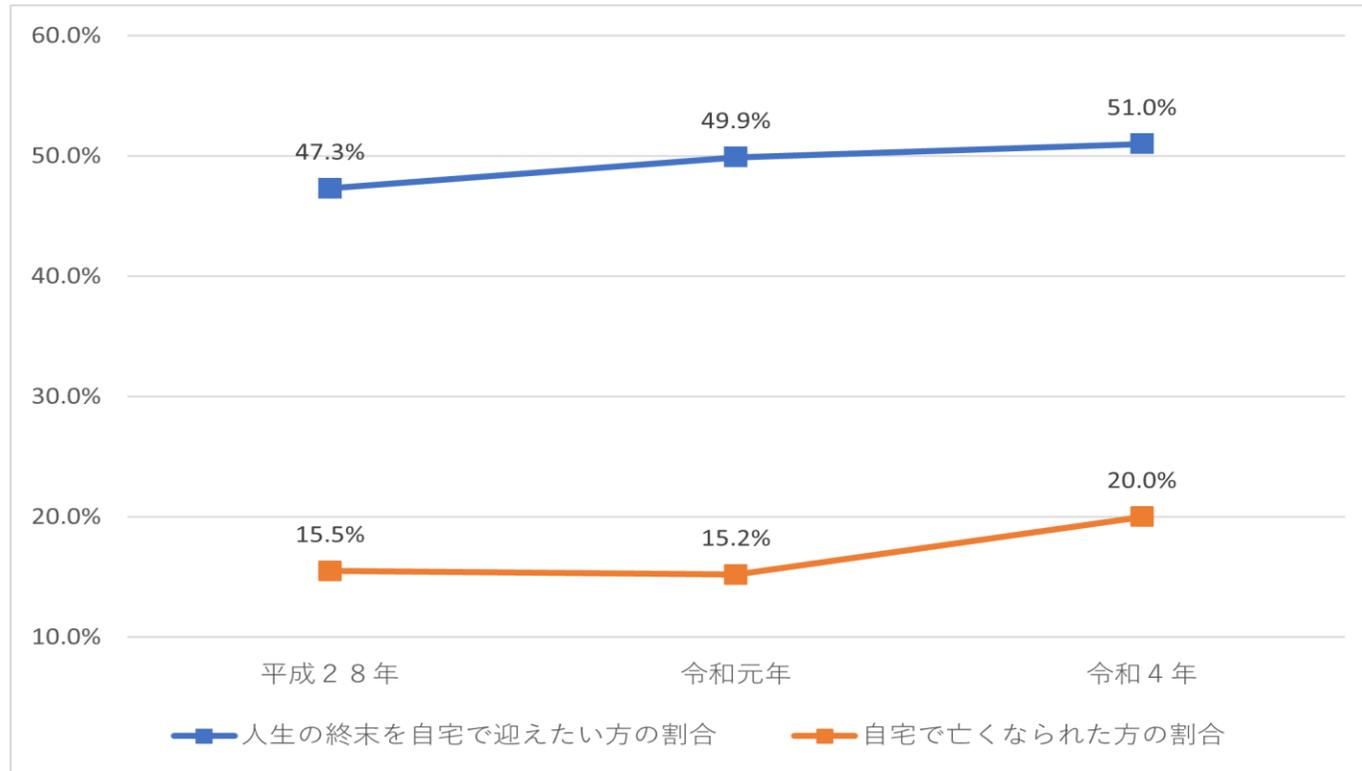
- 高齢者向けの住まいは様々あるが、近年、住まい支援の担い手として、居住支援法人が登場。
- 単身の高齢者等の増加に伴い、家主・入居者の双方が安心して利用できる市場環境の整備を目的として、令和7年10月から居住サポート住宅の認証制度が開始。

住まい	主な対象	概要
すこやか賃貸住宅	主に高齢者、障害者	住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の提供
セーフティネット住宅		
居住サポート住宅 (令和7年10月～)	住宅確保要配慮者	居住支援法人等による住宅確保要配慮者への安否確認・見守り・福祉への繋ぎ

# 40. 人生の終末を迎えたい場所及び実際の死亡場所 (京都市)

- 高齢者の半数程度が人生の終末を自宅で迎えることを希望されており、その割合は年々増加している。
- 一方、実際に自宅で亡くなられた方の割合は増加傾向にあるものの、上記数値との乖離は依然として大きい。

## 人生の終末を自宅で迎えたい方及び実際の死亡場所



(出典) 人生の終末を自宅で迎えたい方の割合：すこやかアンケート (京都市)  
自宅で亡くなられた方の割合：京都市衛生年報 (京都市)

# 4 1. 在宅医療・介護連携に関する取組

- 在宅医療・介護連携支援センターの設置（平成29年度～）  
 在宅医療と介護の専門職が円滑かつ効果的に連携することで、在宅等で療養している医療と介護の両方を必要とする高齢者が、ご自身の希望に基づき住み慣れた地域で暮らし続けられるよう支援する仕組み・環境を整備する（＝在宅生活の限界点を上げる）ことを目的として、地区医師会への委託により、「在宅医療・介護連携支援センター」を設置。

## 取組実績

		4年度	5年度	6年度	7年度※1
相談件数（件）		1, 216	1, 062	1, 018	473
専門職向け研修・セミナー（回）		67	88	86	41
地域住民 普及啓発	回数（回）	21	21	37	18
	参加者数（人）	1, 578 ※2	4, 533 ※2	2, 851	1, 319

※1 7年度は上半期実績

※2 ブース出展におけるイベント全体の来場者数を含む（6年度以降はブース利用者の数値のみ計上）

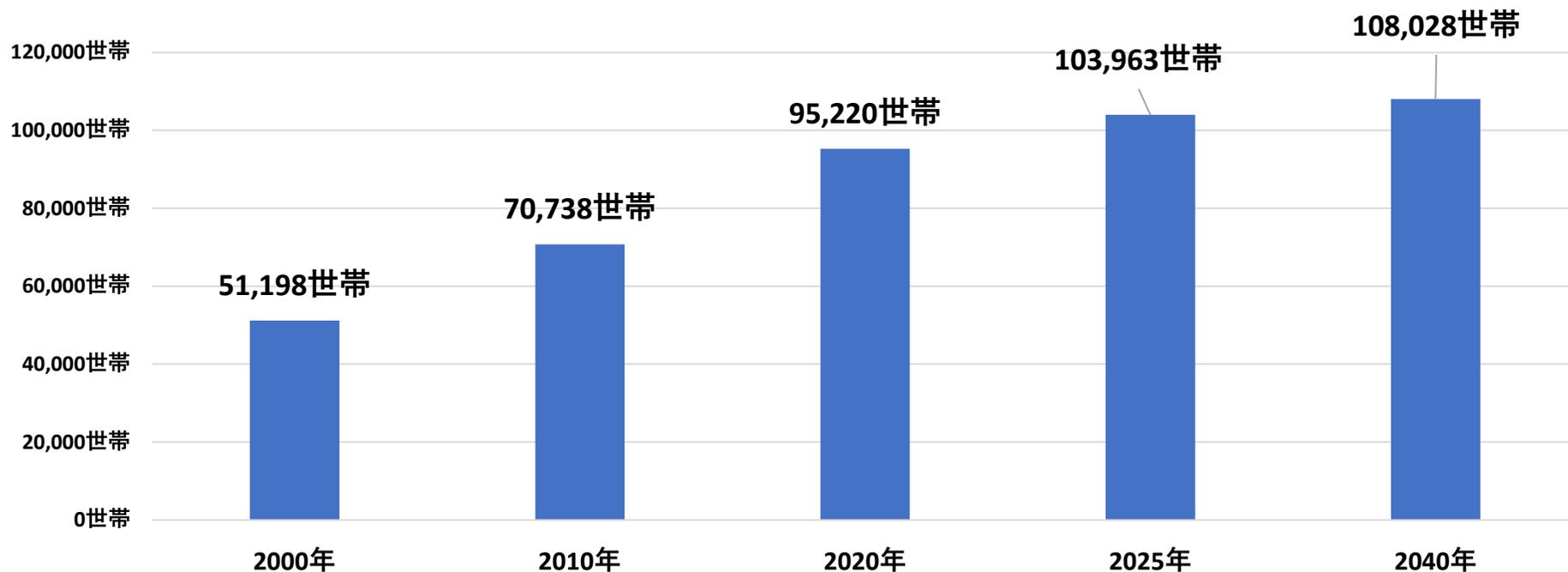
## 42. 一人暮らし高齢者世帯数の推移①（京都市）

- 一人暮らし高齢者世帯数は、一貫して増加していく。
- 2020年以降の増加は緩やか。

<単身高齢者世帯数の増加率>

- ・ 2000～2020年 +56.0%
- ・ 2020～2040年 +4.0%

一人暮らし高齢者世帯数の推移



※ 2025年・2040年は国勢調査（2020年）の結果を基に推計

# 43. 一人暮らし高齢者世帯数の推移②（京都市）

■ 「単身世帯」、「夫婦のみの世帯」が増加する一方で、「三世帯世帯」は減少（核家族化の進行）

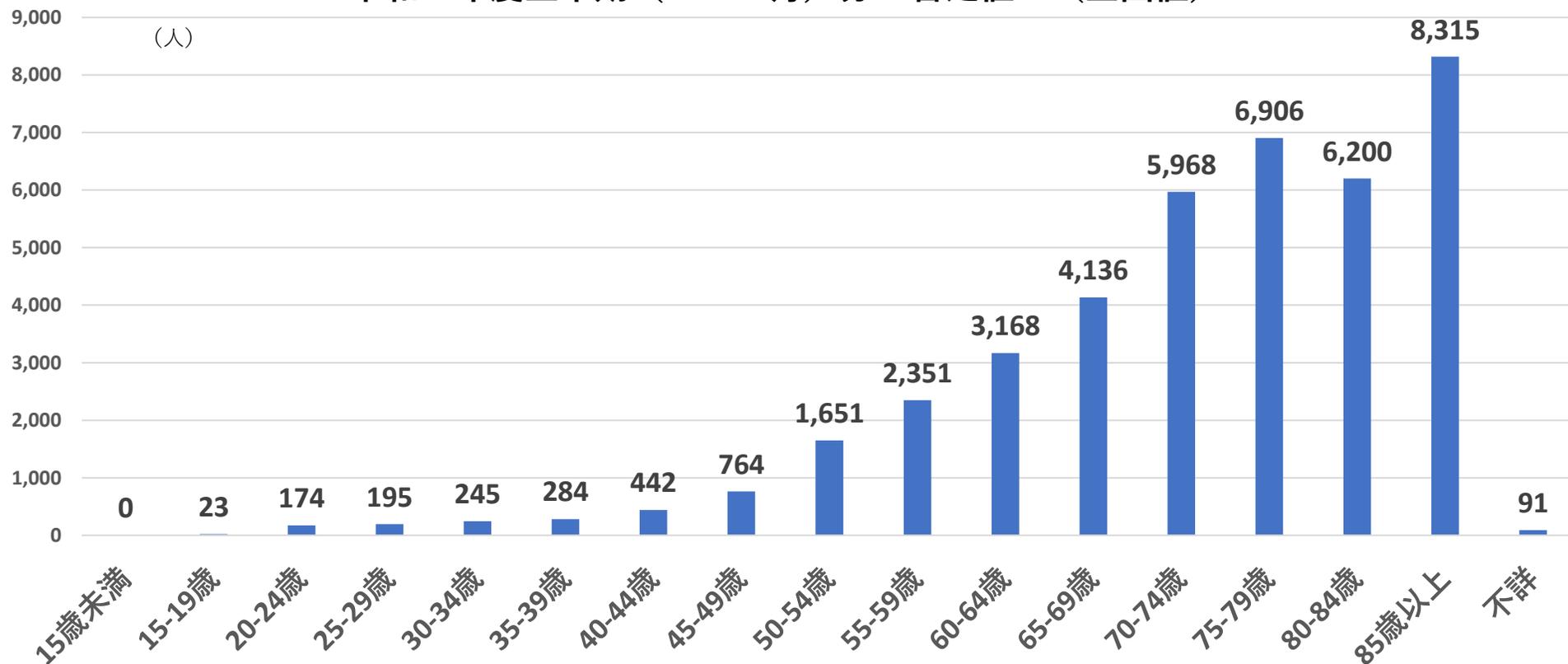
		1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年
<b>一般世帯数</b>		546,157	579,369	610,665	641,455	680,634	705,142	728,774
65歳以上の世帯員のいる一般世帯	世帯数	135,264	153,209	178,731	201,924	224,635	255,859	263,721
	構成比	24.8%	26.4%	29.3%	31.5%	33.0%	36.3%	36.2%
単身世帯	世帯数	29,616	37,737	51,198	60,714	70,738	86,310	95,220
	構成比	21.9%	24.6%	28.6%	30.1%	31.5%	33.7%	36.1%
夫婦のみの世帯	世帯数	32,060	39,856	49,164	57,448	64,730	74,095	76,120
	構成比	23.7%	26.0%	27.5%	28.5%	28.8%	29.0%	28.9%
親と子のみの世帯	世帯数	24,284	29,351	36,571	45,144	54,124	63,745	64,695
	構成比	18.0%	19.2%	20.5%	22.4%	24.1%	24.9%	24.5%
三世帯世帯	世帯数	33,791	30,105	24,855	26,337	22,046	19,325	15,355
	構成比	25.0%	19.6%	13.9%	13.0%	9.8%	7.6%	5.8%
その他の世帯	世帯数	15,513	16,160	16,943	12,281	12,997	12,384	12,331
	構成比	11.5%	10.5%	9.5%	6.1%	5.8%	4.8%	4.7%
<b>1世帯当たり平均人員</b>		2.62人	2.47人	2.34人	2.24人	2.13人	2.05人	1.97人

（出典）京都市情報館「京都市民長寿すこやかプラン関連データ」

# 44. 自宅において亡くなった一人暮らしの者（全国）

■ 65歳以上の高齢者の自宅で亡くなった人は、3万1,525人  
（全体の28.4%）

警察取扱死体のうち自宅において死亡した一人暮らしの者  
～令和7年度上半期（1～6月）分 暫定値～（全国値）



（出典）警察庁「令和7年度上半期（1～6月分）（暫定値）における死体取扱状況（警察取扱死体のうち、自宅において死亡した一人暮らしの者）についてより作成

## 45. 身寄りのない高齢者等への支援 (厚労省社会保障審議会(福祉部会)の報告書)

- 身寄りのない高齢者（単身高齢者）等の増加に伴い、国において、生活上の課題（入院・入所時の身元保証の代行、死亡後の事務手続き（葬儀・遺品整理）、日常生活支援など）について、既存の各施策も踏まえた、必要な支援の在り方が検討されてきた。

< 社会保障審議会福祉部会報告書（令和7年12月18日） >  
(対応の方向性)

- 頼れる身寄りがいない高齢者等への対応や総合的な権利擁護支援策の充実を図るため、福祉サービス利用援助事業を拡充・発展させて、日常生活支援、円滑な入院・入所の手続支援、死後事務支援などを提供する新たな 第二種社会福祉事業（以下「新たな事業」という。）を社会福祉法に位置づけ、一定の公的関与の下、社会福祉協議会や社会福祉法人等の多様な実施主体が事業を実施できるようにすることが必要である。
- なお、新たな事業による支援を通じて、地域の高齢者等のニーズに的確に伝えていくためにも、地域福祉の推進に係る市町村の責務の一環として、地域の実情に応じた支援体制を構築することが必要である。

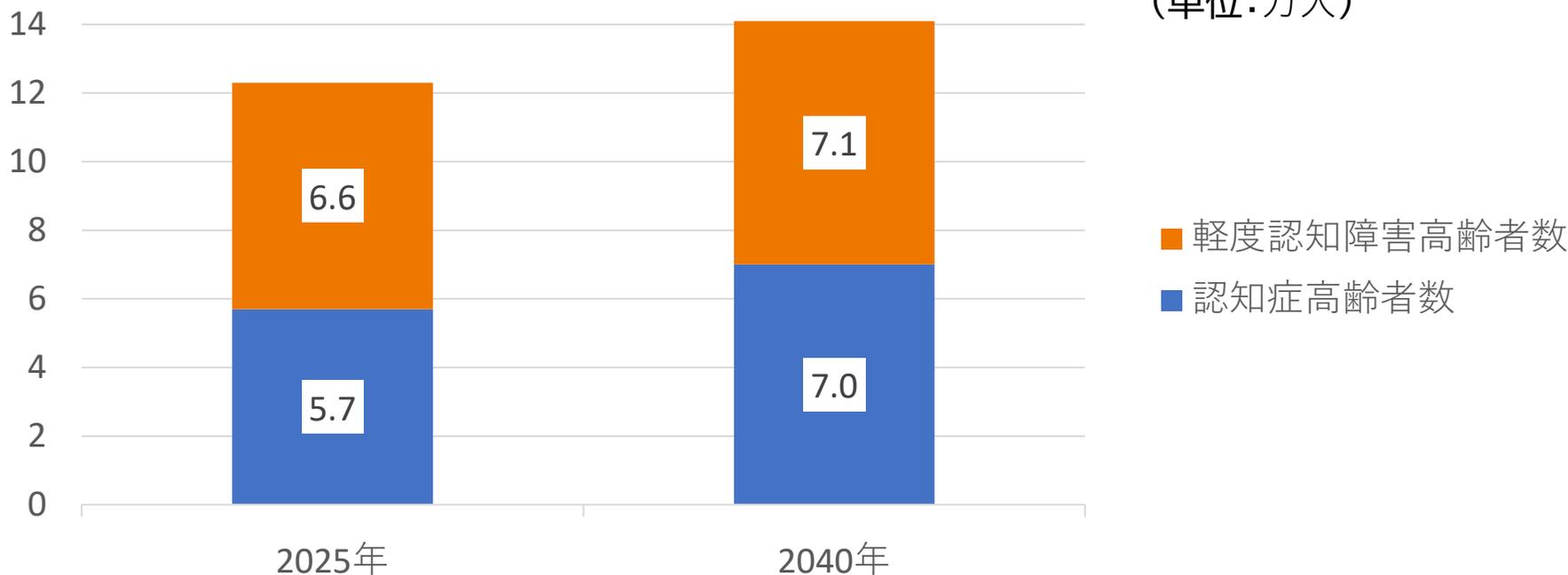
⇒ 令和8年の通常国会に社会福祉法の改正法案が提出される予定。

# 46. 認知症高齢者の推移（京都市）

- 2025年時点の推計値は、認知症高齢者は5.7万人、軽度認知障害（MCI）を含めると12.3万人。
- 今後も増加が見込まれ、2040年には高齢者の約3人に1人が認知症または軽度認知障害になる見込み。

認知症及び軽度認知障害の高齢者数（推計）

（単位：万人）



【出典】「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」  
 （令和5年度老人保健事業推進費等補助金 九州大学 二宮利治教授）

## 47. 認知症施策に係る国の動き

- 2023年に、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、認知症の人を含めた国民ひとりひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力のある社会の実現を推進することが目標に掲げられた。
- また、2024年12月に閣議決定された「認知症施策推進基本計画」では、誰もが認知症になり得ることを前提に、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間とともに希望を持って自分らしく暮らすことができるという「新しい認知症観」に基づき、当事者の声を起点として施策を推進するものとされている。
- 市町村は、認知症の人や家族等からの意見を聴いたうえで実情に即した認知症施策推進計画の策定に努めることとされている。
- 本市の認知症施策については、これまで京都市民長寿すこやかプランに基づき、他の高齢者施策と連携しながら総合的に進めてきたこと、また、関連する他の計画とも整合性を図りつつ、地域共生社会の実現に向けた認知症施策を総合的かつ計画的に推進していく必要があることから、本市では、現在の第9期プランから、一体的に策定している。

# 48. 成年後見制度の利用者等数の推移

## ■ 成年後見制度

判断能力が不十分か欠けている方（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等）について、契約の締結等を代わって行う代理人等、本人を援助する人を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結したりした場合にそれを取り消す等により、これらの方を保護・支援する制度。

通常、「後見等開始の申立て」は、ご本人や配偶者・親・兄弟姉妹等の四親等内の親族等が、ご本人の住所地を管轄する家庭裁判所に対して行うが、ご本人に身寄りがないなど、申立てを行う人がいない場合は、市町村長が本人に代わって申立てを行う（市長申立）。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (12月末)
①成年後見制度の利用者数 (全国)	232,287	239,933	245,087	249,484	253,941	—
②成年後見関係事件の申立件数 (全国)	37,235	39,809	39,719	40,951	41,841	—
③成年後見関係事件の申立件数 (京都府)	1,361	1,419	1,370	1,293	1,444	—
④市長申立件数 (本市)	117	96	111	71	91	56

※ ①②③は、最高裁判所：成年後見関係事件の概況に基づき作成（各年1月～12月の集計）

# 49. 成年後見制度の取組①（京都市）

## ■ 成年後見制度利用支援事業

本市では、成年後見制度の申立費用及び後見人報酬の助成を実施している。

### 申立費用・後見人報酬支給実績 ※令和7年12月末現在

	申立費用		後見人報酬	
	件数（件）	金額（円）	件数（件）	金額（円）
2年度	126	1,254,431	703	158,399,962
3年度	112	1,238,008	908	202,761,681
4年度	117	816,268	898	186,366,233
5年度	77	789,460	820	166,755,355
6年度	98	1,554,008	826	172,880,931
7年度 (12月末)	58	803,200	732	151,508,437

※ 令和4年6月から、報酬の資産要件を120万円から50万円へ見直し

## 50. 成年後見制度の取組②（京都市）

### ■ 市民後見人の養成

誰もが住み慣れたまちで安心して暮らし続けられるよう、地域における支え合いの観点から身近な立場でご本人を支援する成年後見人等として活躍していただける「市民後見人」を養成。

### ◆ 市民後見人候補者名簿登録者数

105人（令和7年12月末現在）

### ◆ 市民後見人受任件数

107人（累計）（令和7年12月末現在）

## 5 1. 成年後見制度に係る国の動き

- 2016年施行の「成年後見制度の利用の促進に関する法律」により、市町村は、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされ、国においても「第1期成年後見制度利用促進計画」（2017～2021年度）が策定
- 現在は「第2期成年後見制度利用促進計画（2022～2026年度）」の計画期間中
  - ※ 本市では、計画の見直しサイクルが3年で、今後の国の動向に合わせた、見直しを進めやすく、かつ認知症施策や地域包括ケアの取組とも連携しやすいことから、現在の第9期プランと一体的に策定している。
- 2027年度（令和9年度）からの第3期計画についての議論が今後行われる予定
- また、令和8年の通常国会には、成年後見制度に関わる民法改正法案が国会に提出され、包括的代理権の見直しや、交代・終了が可能となる柔軟な制度運用が可能になるよう見直しが予定されている。  
（法案施行時期は不明）

# 52. 成年後見制度の見直しの概要

## ■ 法制審議会民法部会資料（令和8年1月13日）

法定後見制度の見直しの概要							令和8年1月 法務省民事局
法定後見制度	本人の判断能力が不十分である場合に、家庭裁判所によって選任された者が本人を支援する制度						
現行の制度	事理弁識能力の程度によって、利用できる制度が画一的に法定されている						
対象者の能力	不十分		著しく不十分		欠く常況		
制度	補助		保佐		後見		
支援を行う者	補助人		保佐人		後見人		
支援の内容	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の一部の取消し	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の全部+それ以外の行為の取消し	包括代理	日常行為以外の行為の全部の取消し	
	必要とする支援の内容によって、利用する制度を選択						
見直し後の制度	適用範囲の拡大				廃止		
対象者の能力	不十分			欠く常況		選択可	
制度	補助					選択可	
必要とする支援の内容	代理	取消し	取消しの特則				
	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の全部又は一部の取消し	重要な財産上の行為の全部の取消し+それ以外の行為の取消し				
	必要とする支援の内容によって、利用する制度を選択						
制度	代理権付与の審判	要同意事項の審判	特定補助人を付する処分の審判				
支援を行う者	補助人	補助人	特定補助人				
支援を行う者の権限	特定の行為の代理権	特定の重要な財産上の行為の同意権・取消権	特定の重要な財産上の行為の取消権		+ 意思表示の受領・保存行為		